

《労災保険法からの出題》

＜最高裁判例①＞昭和 51 年 11 月 12 日最高裁判所第二小法廷

熊本地裁八代支部公務災害事件

テーマ	業務に起因して負傷又は疾病が生じたと認められるには、どのような条件が必要か。	
テキスト	労災 p.12	
出題実績	■■	労災 2607D/労災平 20A
ストーリー	<p>X は、工作中に脳出血のため倒れ、翌日死亡した。死亡したXの妻は、この死亡は、労災保険法にいう「業務上の死亡した場合」にあたるとして、遺族補償給付等を請求した。</p> <p>しかし、請求が棄却されたため、遺族補償給付等を求めて、訴えを提起した。（なお、本事案は、公務員による事案であるが、労災保険法上の「業務災害」においても同様の解釈がなされるため、設定を置き換えてある）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; width: 45%;"> <p>「脳出血」による死亡は、私的原因が要因となつて発病したもの。業務災害ではない。</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; width: 45%;"> <p>業務遂行中に死亡したのだから、「業務上」の災害といえるじゃない。</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>国</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>労働者 X の妻</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>業務内容及び業務環境が災害発生の原因となつたとはいえ、「業務上の死亡」とは、認められない。（労働者 X の妻敗訴）</p> </div>	
判断	<p><u>労災保険法にいう「労働者の業務上の死亡」とは、労働者が業務に基づく負傷又は疾病に起因して死亡した場合をいい、右負傷又は疾病と業務との間には相当因果関係があることが必要であり、その負傷又は疾病が原因となつて死亡事故が発生した場合でなければならぬ</u>、と解すべきである。これと同旨の見解のもとに、本件災害は業務に起因するものではないとした原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、右と異なる見解に立つて原判決を非難するものであつて、採用することはできない。</p>	